3　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の規定（前項の規定の適用がある場合には、同項の規定）は、平成二十四年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第九十五号

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項第一号中「十四万千円」を「十万円」に改める。

附則第四条から第七条までを削る。

附則第三条の二中「同条第四項」を「同条第三項第一号及び第四項」に改め、「ついては」の下に「、同号中「十万円」とあるのは「十四万千円」と」を加え、「「期間」を「期間」に改め、同条を附則第四条とする。

附則に次の一条を加える。

（平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までに修業を開始した受給資格者に支給する高等職業訓練促進給付金に関する特例）

第五条　平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までに第三十条第一項の養成機関において修業を開始した同項に規定する受給資格者に対して、高等職業訓練促進給付金を支給する場合における同条第四項の規定の適用については、同項中「期間の二分の一」とあるのは「期間」と、「十八月」とあるのは「三十六月」とする。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第九十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十二条及び第五十二条の三、電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第五十五条の二、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第九十四条の二、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第十五条並びに消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第五十五条及び第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（ガス事業法施行令の一部改正）

第一条　ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条第一項中「関するもの」の下に「（以下この条において「立入検査等事務」という。）」を加え、「その事業場の所在地を管轄する都道府県知事」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その事業場の所在地が市の区域に属する場合　当該市の長（当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長）

二　その事業場の所在地が町村の区域に属する場合　当該町村を包括する都道府県の知事

第十二条第二項中「同項に規定する事務」を「立入検査等事務」に改め、「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、同条第三項中「第一項本文の」を「第一項の規定により都道府県知事又は市長が立入検査等事務を行う」に、「同項本文に規定する事務」を「立入検査等事務」に改め、「、都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「として都道府県知事」を「としてそれぞれ都道府県知事又は市長」に改める。

第十四条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

（電気用品安全法施行令の一部改正）

第二条　電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条第一項中「関するもの」の下に「（以下この条において「立入検査等事務」という。）」を加え、「その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者」に、「前段に規定する事務」を「立入検査等事務」に改め、「、都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「として都道府県知事」を「としてそれぞれ都道府県知事又は市長」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が市の区域に属する場合　当該市の長（当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長）

二　その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が町村の区域に属する場合　当該町村を包括する都道府県の知事

第五条第二項中「同項に規定する事務」を「立入検査等事務」に改め、「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。